

令和元年 9 月 香美町教育委員会（定例会）会議録

【開会・閉会の年月日】

令和元年 9 月 3 0 日（月）午後 1 時 3 0 分～午後 3 時 0 0 分

【場所】

香美町村岡地域局 3 階 3 0 1 会議室（香美町村岡区村岡 3 9 0 番地の 1）

【会議に出席した者の職・氏名】

教 育 長	藤原 健一
教育委員	野村 道彦
	吉田 加代子
	安田 優二
	多田 好江
事 務 局	
教育総務課長	片山 正幸
こども教育課長	楠田 千晴
こども教育課主幹	田門 秀信
生涯学習課長	中村 和弘
教育総務課主査	大城 優

【会議に欠席した委員の職・氏名】

なし

【議事日程】

会議に付した事件も、同じく別紙議事日程のとおりである。

1 開会

（教育長）開会宣言

2 会議録署名委員の決定

（教育長）会議録署名委員に野村委員を諮り、全員承認

3 会期の決定

（教育長）会期は本日 1 日限り

4 会議録の承認

前回会議録を会議に諮り、全員承認

5 教育長報告

8月26日から9月29日までの期間（前回の教育委員会～昨日）に開催、出席した会議・行事等について資料により報告

6 議事

【一括提案】

- (1) 報告第 3 号 香美町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- (2) 議案第 1 8 号 香美町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を定めることについて
- (3) 議案第 1 9 号 香美町立幼稚園管理規則の一部を改正する規則を定めることについて
- (4) 議案第 2 0 号 香美町保育の必要性の認定に関する条例施行規則の一部を改正する規則を定めることについて
- (5) 議案第 2 1 号 香美町放課後児童クラブ管理規則の一部を改正する規則を定めることについて
- (6) 議案第 2 2 号 香美町立幼稚園運営規程の一部を改正する規程を定めることについて
- (7) 議案第 2 3 号 香美町立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する要綱を定めることについて
- (8) 議案第 2 4 号 香美町病児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱を定めることについて
- (9) 議案第 2 5 号 香美町一時保育実施要綱の一部を改正する要綱を定めることについて
- (10) 議案第 2 6 号 香美町実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を定めることについて
- (11) 議案第 2 7 号 香美町立学校給食センター管理規則の一部を改正する規則を定めることについて

（こども教育課長）

今回の報告及び議案は、すべて幼児教育・保育の無償化に係るものであり、すべて令和元年10月1日施行

報告第3号について規則の趣旨及び改正内容の概要を説明

- 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行による関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の公布に伴う改正
- 満3歳以上の教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者及び満3歳未満の保育認定子どもに係る市町村民税世帯非課税者である教育・保育給付認定保護者について、子どものための教育・保育給付の利用者負担上限額を0円に改正

議案第18号について規則の趣旨及び改正内容の概要を説明

- 満3歳以上の教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者について、利用者負担上限額が0円とされたことにより、幼稚園の保育料の徴収がなくなったことに係る改正

議案第19号について規則の趣旨及び改正内容の概要を説明

- 満3歳以上の教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者について、利用者負担上限額が0円とされたことにより、幼稚園の保育料の徴収がなくなったことに係る改正

議案第20号について規則の趣旨及び改正内容の概要を説明

- 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の公布に伴い、「子どものための教育・保育給付」に加え、「子育てのための施設等利用給付」を創設
- 給付を受けるための「支給認定」が「教育・保育給付認定」と「施設等利用給付認定」とに区別されたことに伴う用語の整理
- 「子育てのための施設等利用給付」の認定等の手続き及び様式を新たに規定
- 副食費の免除対象者に対する通知に関する事項を追加

議案第21号について規則の趣旨及び改正内容の概要を説明

- 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の公布に伴う改正
- 町の単独事業である放課後児童クラブ事業を、幼稚園預かり保育事業と同様の保護者負担にするための改正
- 負担金の根拠である幼稚園の保育料を徴収する必要がなくなったため、根拠を改正
- 施設等利用費の支給と同様の内容を規定

議案第22号について規程の趣旨及び改正内容の概要を説明

- 満3歳以上の教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者について、利用者負担上限額が0円とされたことにより、幼稚園の保育料の徴収が必要なくなったことに係る改正

議案第23号について要綱の趣旨及び改正内容の概要を説明

- 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の公布に伴う改正
- 預かり保育事業の施設等利用給付認定（変更）申請兼利用申請を利用申請とみなすための改正
- 負担金の根拠である幼稚園の保育料を徴収する必要がなくなったため、根拠を改正
- 施設等利用費の支給を規定

議案第24号について要綱の趣旨及び改正内容の概要を説明

- 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の公布に伴う改正
- 病児保育事業の施設等利用給付認定（変更）申請兼利用申請を利用申請とみなすための改正
- 施設等利用費の支給を規定

議案第25号について要綱の趣旨及び改正内容の概要を説明

- 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の公布に伴う改正
- 施設等利用給付の対象児童を通所児童以外に改正
- 一時保育事業の施設等利用給付認定（変更）申請兼利用申請を利用申請とみなすための改正
- 施設等利用費の支給を規定

議案第26号について要綱の趣旨及び改正内容の概要を説明

- 「実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について」の変更に伴う改正
- 「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改正
- 事業の対象から副食費の助成を廃止

議案第27号について規則の趣旨及び改正内容の概要を説明

- 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の変更に伴う改正
- 幼稚園及び認定こども園の副食の提供に要する費用を除いた額を主食費（日額20円）として

規定

(教育長)

報告第3号を会議に諮り、全員異議なく承認
議案第18号を会議に諮り、全員異議なく可決
議案第19号を会議に諮り、全員異議なく可決
議案第20号を会議に諮り、全員異議なく可決
議案第21号を会議に諮り、全員異議なく可決
議案第22号を会議に諮り、全員異議なく可決
議案第23号を会議に諮り、全員異議なく可決
議案第24号を会議に諮り、全員異議なく可決
議案第25号を会議に諮り、全員異議なく可決
議案第26号を会議に諮り、全員異議なく可決
議案第27号を会議に諮り、全員異議なく可決

7 事務局報告

(1) 教育総務課・・・報告者：教育総務課長

- 学校給食センター調理員（正規職員）の募集について
 - 香住学校給食センター・村岡学校給食センターで調理業務及び運転業務に従事する技能労務職員を2名募集。採用予定日は、令和2年4月1日
 - 11月17日（日）に採用試験を実施
- 近畿市町村教育委員会研修大会について
 - 10月11日（金）に野洲文化ホール（滋賀県）で開催
- 9月議会：一般質問について
 - ・「山の日の新たな取組について伺う」
 - ・「香住区内の銅像の保存・活用について伺う」（見塚修議員）
 - ・「子育て支援の拡充について」（山本賢司議員）
 - ・「小学校のプログラミング教育の推進について」（徳田喜代子議員）
 - ・「学校統廃合問題について問う」（岸本正人議員）
 - ・「子ども、子育て支援事業について問う」（西谷高弘議員）

(2) こども教育課・・・報告者：こども教育課長

- 香美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 - 国の通知に誤りがあることが判明したため、議会の会期中に議案を差替え
 - 8月の定例教育委員会において承認された内容についても誤りがあるため、差替え対応
- 幼稚園教諭・保育士の募集について
 - 11月3日（日）に第2次試験を実施・・・個人面接、実技試験
- 兵庫県公立学校の教員採用試験について

(3) 生涯学習課・・・報告者：生涯学習課長

- 「西川悟平ピアノコンサート」について
 - 9月22日に香住区中央公民館文化ホールで公演。331人が来場

- 「第22回村岡ダブルフルウルトラランニング」について
 - 1,928人が参加（エントリーは2,134人）
- 「第32回但馬村岡ミニミニ駅伝大会」について
 - 10月6日にうづかの森周辺で開催
- 「第49回香美町駅伝競走大会」について
 - 10月20日に開催。コースは、三川から香住B&G海洋センター
- 「第19回“秋の兎和野・瀬川平”山岳歩こう会」について
 - 10月20日に兎和野周辺で開催
- 「第6回山陰海岸ジオパーク小学生駅伝競走大会」について
 - 10月26日に全但バス但馬ドーム周辺（豊岡市）で開催
- 「蘇武岳紅葉ハイキング2019」について
 - 10月27日に開催
- 「日本体育大学連携事業」について
 - 講演会・・・（講師：筒井崇護氏）11月14日（木）に中学3年生を対象に開催
 - 陸上教室・・・（講師：別府健至氏）11月30日（土）～12月1日（日）に香住・村岡の2会場で開催

8 その他

- 「学校版教育環境会議」について
 - 10月18日の香住第二中学校から順次開催
 - 柴山小学校：10月25日。兎塚小学校：10月31日に開催予定

【質疑内容】

（多田委員）

私が香住第一中学校の体育祭に参加した日は、熱中症の嚴重警戒の日でした。ミストや大型扇風機などが用意されていましたが、生徒たちはきつととても暑かったのではないのでしょうか。

今後、もし熱中症指数が危険な状態の日に運動会が実施された場合、子どもたちの体調のことが心配です。町として基準を設けることなどを考えてはいかがでしょうか。

また、他市町では熱中症指数の測定器を学校等に配付していると伺いました。部活動以外にさまざまな運動クラブがある香美町においても、測定器の配付が必要なのではないのでしょうか。

（教育長）

香美町では、全校に空調設備を入れていますので、運動会の途中に適宜涼しい部屋で休憩をとりながら、また十分水分を補給しながら安全に配慮して運動会を実施しています。ただ、熱中症の指数がわからないまま運動会を実施している現状については、教育委員会としてもよく考えなければなりません。学校園に指数測定器を配付しなければならない時代に入ってきていると思います。また、熱中症指数についての基準についてですが、町としては設定していないのが現状です。

多田委員に御指摘いただいた指数測定器についてですが、各校に配付できるよう教育委員会内で検討させていただきます。ありがとうございました。

（多田委員）

私は、行事を学校判断でやめることはできないと思います。警報時の対応のように、暑さについてもある程度の基準を町が持つておくことが必要なのではないのでしょうか。

（教育長）

校区が広い香美町において、海沿いから山間部まで気温の差が随分出てきます。大雪警報を例に

とつても、積雪量の差が大きいため対応が一律にはいかない場合もあります。とは言つても、学校での判断はなかなか難しいので、警報が発令されたら一律休みにしているのが現状です。

これからは、多田委員が言われるように暑さについても対応を十分考えていかなければなりません。熱中症の指数が高い中で行事を実施し、病院に運ばれて、最悪亡くなるというようなことがあれば、非常に残念なことになります。子どもたちの健康状態にも十分配慮するよう、検討していきたいと思います。

(教育総務課長)

指数測定器については、状況を把握し検討させていただきます。

(安田委員)

ピアニストの西川悟平さんの件ですが、香住区中央公民館でのコンサートの前にわざわざ香住小学校へ訪問していただいたと伺いました。その日は、子どもが家へ帰ってくるなり、西川さんの話をいろいろと聞かせてくれたのですが、受けた印象がとても強かったようで、ピアノだけでなくトークも素晴らしかったと興奮して話していました。

ホールでコンサートを聞くことはもちろんですが、学校へご本人が直接訪問し、子どもたちと触れ合っていただくことが、子どもたちにとって非常に影響があることだと実感しました。今後もぜひ同じようなイベントを企画していただきたいと思います。

(こども教育課長)

西川さんのコンサートのポスター写真の中にスタンウェイのピアノが写っています。香住小学校のしおかぜホールに同じくスタンウェイのピアノが設置されていることもあり、西川さんに小学校をご訪問いただき、そのピアノで演奏していただきました。

周辺の子どもたちもぜひ集めたいと思い、教育長と方法をいろいろと検討したのですが、残念ながらありませんでした。当日は、香住小学校の4年生以上の児童が参加し、西川さんの演奏を拝聴しました。

おそらく行かれた先々で日程を調整しながら、学校を回っておられるのではないのでしょうか。

(多田委員)

私は、西川さんの演奏があった日に香住小学校にいました。演奏を聞いた5年生の児童が私の顔を見た途端、「すごかった!」ととても感動して、いろいろな話をしてくれました。

私もプロの方に学校をご訪問いただき、子どもたちと直接触れ合っていただくのは、とてもいいことだと感じました。

(安田委員)

現在、豊岡市などでは、中学校の野球部で合同チームを結成していると伺いました。

「香美町ではなぜ合同チームが組めないのか」という質問を保護者から受けることがあります。また、中学校の部活動の存続の方向性について、「校長先生の一存で決まっているのではないか」という、保護者からの意見もあります。もしそれが本当であるならば、教育委員会においてもその方向性について示さなければならないと考えていますが、いかがでしょうか。

(教育長)

私が中学校の現場にいたときに、県の中学校体育連盟にも所属していたのですが、そのときにこの「合同チーム」の規定ができました。

これは、例えば2つの中学校の野球部が合同チームを結成しようと考えた場合に、どちらの部においてもチームを組むための人数である9人に達していなかった場合にのみ、正式な合同チームを結成することができるというものです。つまり、片方の部員数が8人以下であったとしても、もう一方が9人以上であった場合は、合同チームを組むことはできません。

この規定は、現在もありますか。

(こども教育課長)

はい。今もあります。

(教育長)

私のときと一緒にですか。

(こども教育課長)

はい。変わっていません。

(教育長)

両校のチームにおいて人数が不足したときにのみ、合同チームは認められる。

(こども教育課長)

はい。そのほかにも、「合同チームの名称は、両校の名前を使うこと」などが定められています。

(教育長)

県の中学校体育連盟、そして但馬の中学校体育連盟が規定を作り、豊岡市はそれを運用しています。だから香美町で合同チームが結成できないのではなく、条件を整えば結成しても構いません。

(安田委員)

豊岡市内で合同チームを結成しているという話があります。

(教育長)

それは何の競技ですか。

(安田委員)

中学校の野球です。物理的な問題もあり、合同の練習はまれにしかできないようです。また、人数が集まり過ぎて困るというトラブルも聞いています。

この規定のことを知っていると納得できますが、保護者の皆さん方は、他市町と比較することでしか判断できないので、きっと疑問に思われているのだと思います。

(教育長)

なるほど。ぜひ、保護者の方にもこのことを教えてあげてください。

他市町においては、合同チームも少しずつ増えてきています。正式なルールに基づいて合同チームを結成していますので、仮に町外の学校であったとしても条件が満たされた場合は、合同チームを組むことができます。

(安田委員)

町内のチームにおいて、選手が中学校へ進学するときに別々の学校へ別れてしまう状況があり、一緒にやってきた仲間として何とか一緒にできる方法がないかという保護者等からの熱い思いを強く感じていたので、この機会に質問させていただきました。

教育長の説明を伺って、納得しました。

(教育長)

安田委員から伺ったことは、校長先生にも伝えさせていただきます。

○10月の定例会について

日時：10月24日(木) 午後1時30分～

会場：香美町村岡地域局3階 301会議室

○11月の定例会について

日時：11月29日(金) 午後1時30分～

会場：香美町村岡地域局3階 301会議室

9 閉会

香美町教育委員会会議規則第27条の規定によりここに署名する。

令和元年9月30日

教育長 藤原健一

香美町教育委員会 署名委員 野村道彦

会議録作成者：教育総務課 主査 大城 優